

# 産前産後期間分の 国民健康保険税が 免除されます！

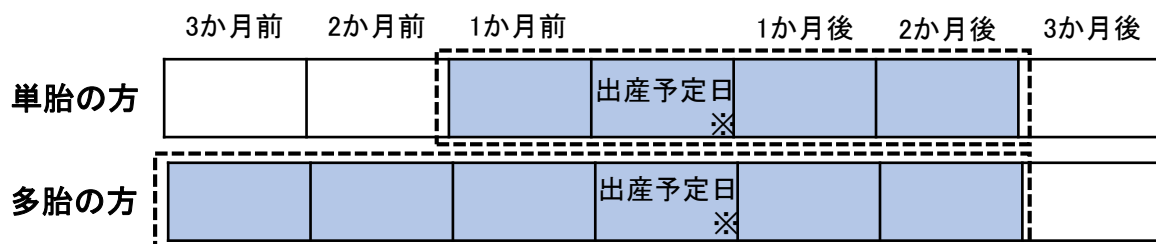


## 対象となる方・受付期間

- ▶ 令和5年11月1日以降に出産した方または出産予定の方。  
※妊娠85日以上の分娩（早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）が対象となります。
- ▶ 出産予定日の6ヶ月前から届け出ができます。出産後でも届け出ができます。

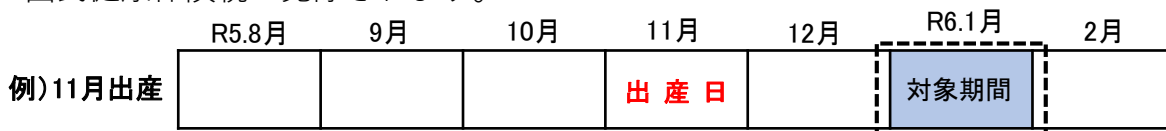
## 国民健康保険税が免除される期間

- ▶ その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額のうち、出産予定日の属する月の前月から翌々月までの4ヶ月分の額が免除されます。
- ▶ 双子など、多胎妊娠の方は出産予定日の属する月の3ヶ月前から翌々月までの6ヶ月分の額が免除されます。
- ▶ 出産後に申請した場合等で、納め過ぎとなった保険税は還付されます。
- ▶ 下の図の色のついた部分が免除期間となります。



※届出が出産後の場合は「出産日」

- ▶ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分に限り国民健康保険税が免除されます。



## 届出に必要な書類

- ①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書 市ホームページからもダウンロードできます。
- ②母子健康手帳（表紙と、出産予定日または出産日がわかるページのコピー）  
※子が別世帯に居住している場合などは、子の戸籍抄本等の親子関係が確認できる書類  
※死産等の場合は、死産届の写しなど死産等の日と親子関係の確認ができる書類

## 届出先

- ▶ 本庁：保険年金課国保係 各支所：地域振興課市民生活係
- ▶ 問い合わせ先：0294-72-3111 内線114
- ▶ 郵送・インターネット（いばらき電子申請サービス）でも受け付けます



市ホームページ



いばらき電子申請  
サービス

郵送先：〒313-8611 常陸太田市金井町3690 常陸太田市役所保険年金課国保係